

その他

件 名	データセンター問題及び文化センター改修問題について
内 容	白井市市民参加条例には、「市民との信頼関係」「協働」とあります。これは、市が市民に対して宣言しているものです。市の「信頼関係構築」と「協働」とは何で、どのように進めていくものですか。 また下記についてご返答ください。 ①データセンターは住宅地に建てるリスクを知っていますか？ 『建設工事の中で杭を地中深くに打つために振動がすごく、住宅にひびが入っているそうです。完成した後もスーパーコンピュータの設置の為熱が出るので、室外機があり 24 時間 365 日稼働するため異音の発生の心配があるとのことです。』 （「環境影響評価の審議会日程とデータセンターの危うさ 篠原ゆか」より引用） 建設中、建設後の騒音や振動などによる悪影響について、市はどのような考えですか？ ②静かで暮らしやすい環境だからローンを組んで引っ越してきた人に対して、市はどのような考えなのか？自宅を購入する際にデータセンター建設の話はなかったはずです。 ③これは個人資産や人権侵害にあたる問題ですが、ご理解されていますか？まちづくり条例の基本理念、市の責務=市民等の意見を反映するよう努めなければならない、住生活基本法を引用してお答えください。 次に、文化センター改修についてご返答ください。 ①委託事業者の辞退は何故起きたのですか？ ②市が方針を決める際に、一級建築士や音響の専門家に意見を聞きましたか？ ③これから公募内容を再検討するようですが、市内の専門家に意見を求める予定はありますか？ ④市民に対して質疑応答の場を作る予定はないとの事ですが、「市民との信頼関係」「協働」についてどのように考えているのでしょうか？市民参加条例、まちづくり条例、憲法などの引用を踏まえてお答え下さい。 ⑤文化ホールの機能縮小について、「文化芸術振興基本法」「劇場、音楽堂等活性化に関する法律」を用いてどのような考えかお答え下さい。
回 答	市では、まちづくりを進めていく上で、市民の多様な意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として、お互いの理解において連携・協働していくことが必要であるという認識から「白井市市民参加条例」を制定し、この趣旨のもと各種事業を推進しています。 御質問にある市民と市の信頼関係の構築、(連携) 協働については、市民と市が、それぞれの役割を認め合い、活かしながら、共通の目的である課題解決に向けて協力する関係にあることを指しており、事業等を進めるに当たっては、広く市民等の意見を把握し、市民と行政の相互理解をより一層深めながら、市政運営に努めることとしております。 なお、本条例には市民参加の方法等を定めており、これらの手続きを適切に実施

することにより、市の責務が果たされるものと認識しております。

次にデータセンターへの御意見として頂いた、①から③についてです。

①について、市では、データセンターにかかわらず、建築物の建築中及び建築後に発生する騒音・振動については、建築主が、騒音規制法や振動規制法、千葉県環境保全条例、白井市公害防止条例等の関係法令に基づき、適切な対策をするものと考えております。

②について、建築物の敷地の位置に応じて建築できる建築物の用途が都市計画法や建築基準法に規定されており、これらの規定に適合する建築物は建築が可能であることを御理解いただけますようお願いいたします。

③について、白井市まちづくり条例第3条では、まちづくりの基本理念を「まちづくりは、安全で快適な居住環境の確保と市民等の福祉の増進を目指し、市、市民等及び事業者が相互の理解と協力の下に、協働して行うものとする。」とし、これに基づき手続きを定めています。また、条例第4条第2項では、「市は、前項の施策等の実施に当たっては、市民等の意見を反映するよう努めなければならない。」とされております。ここでの「前項の施策」とは、条例第7条の各号に規定の白井市基本構想及び基本計画、都市マスタープラン等の市のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策等を指しております。

また、住生活基本法は、国民の豊かな住生活の実現を図るための住宅の供給、建設、改良、又は管理が図られることを目的として、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、その基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他基本となる事項について定めるものであり、具体的には、安全・安心で良質な住宅ストック・居住環境の形成、住宅の取引の適正化、流通の円滑化のための住宅市場の環境整備、住宅困窮者に対する住宅セーフティネットの構築等の施策が掲げられております。

市では、建築物の建築に際しては、建築主により関係法令等に基づく適切な計画がなされるものと考えており、その建築行為が直ちに近隣住民等の人権や財産権を侵害するものとは考えておりません。

次に文化センターへの御意見として頂いた①から⑤についてです。

①について、文化センター大規模改修基本計画策定業務（以下、「本業務」という）は、公募型プロポーザルにより委託事業者を選定していましたが、審査過程において参加事業者が辞退したため契約に至らなかったものです。

辞退理由は「業務の増加により人員が確保できない」とのことであり、市としてもやむを得ないものと判断して辞退届を受理しています。

②について、「文化センターのあり方に関する方針（以下、「方針」という）」は、令和2～4年度に開催した「文化センターのあり方検討委員会」（委員内訳：学識経験者2名、生涯学習推進委員1名、教育機関の職員3名、公募市民5名、市の職員3名）から提出された「白井市文化センターのあり方に関する提言書」に基づき策定しています。

また、文化センターのあり方検討委員会の運営にあたっては公募型プロポーザルにより「文化センターのあり方検討支援業務委託」を発注しています。このプロポーザルは事業者の参加資格要件に「一級建築士を専任で配置できる者」と規定しており、プロポーザルの結果、劇場や文化ホールなどの企画、設計や運営等の実績を

有する（株）シアターワークショップに委託しています。

③について、再度の公募にあたり、市内の専門家に意見を求める予定はありません。方針はすでに決定していますので、再度の公募にあたっては、発注の仕方や委託する業務内容等の精査を行っていきます。

④について、市は、市民参加条例第6条及び第7条の規定に基づき方針を策定しています。本業務においても同様に、アンケートやパブリックコメントの実施を予定していますので、市民意見の聴取を行います。

市は、全体の奉仕者として、日本国憲法はもとより各法律、条例に基づいて、公共の福祉の達成のため様々な事業を推進しています。なお、白井市まちづくり条例には該当しません。

⑤について、文化センター改修等事業は、開館から30年以上が経過し、経年により老朽化が進んだ文化センターを未来に残すための事業であり、御指摘の法律の規定にも相違ないものと理解しています。

（関係課：市民活動支援課、建築宅地課、都市計画課、文化センター）